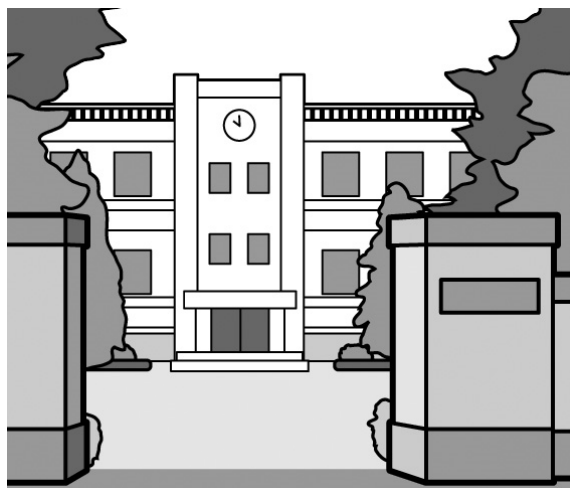


栃木市立小中学校適正配置基本構想



2019 年（平成 31 年）1 月

栃木市教育委員会

《 目 次 》

I. はじめに		1
II. 栃木市の学校配置の現状と課題		2
1. 学校規模の現状		
2. 児童生徒数の推移と課題		
III. 栃木市の学校適正規模の基準		5
1. 「望ましい（学級）規模」の基準		
2. 「必要な学級数・児童数」の基準		
IV. 地域別の学校配置の具体的実現方策		6
1. 基本構想策定の方針		
2. 目指す学校規模		
3. 学校数の目安		
4. 地域別の学校適正配置を行う上での考え方		
5. 地域別の学校数の目安（20 年後）		
6. 地域別の具体策		
V. 栃木市の望ましい学校形態の将来像		17
1. 小規模特認校制度		
2. 小中一貫教育		
3. 義務教育学校		
VI. 今後の取組		19
1. スケジュール		
2. 適正配置の進め方		
VII. 資料編		22
1. 学校数の目安の算出方法		
2. 小規模特認校制度		

I. はじめに

全国的な少子化傾向と同様、本市の児童生徒数は、1984 年度（昭和 59 年度）の約 25,600 人をピークに、以降減少傾向が続き、現在では約半数以下まで落ち込み、その影響で、多くの小中学校で小規模校化が進んできました。

言うまでもなく、学校は、単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、児童生徒が集団の中で切磋琢磨し、社会性や規範意識を身に付けることが必要です。そのためには、一定規模の児童生徒集団の維持や、バランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、一定の学校規模の確保が課題となっています。

こうした現状に対し、2016 年（平成 28 年）2 月策定の「栃木市小中学校適正配置基本方針」では、栃木市独自の基準として「必要な学級数」や「望ましい学級数」などの考え方を整理し、基準を下回る学校を優先して 2016 年度（平成 28 年度）から 3 年ごと、3 期にわたる学校適正配置への取組スケジュールを定めたところです。

この方針に従い、現在まで、適正配置の対象校である 7 校に対しての説明会の開催、アンケート調査や地元代表協議会での協議など、適正配置への合意形成を図る努力を重ねてきたところです。

教育委員会としては、これらの取組の中で、学校の適正配置を推進するための将来を見据えた「学校の姿を描く」必要性を強く感じ、関係者の皆様に「具体的な構想」を示すことが責務であると考えています。

このような状況から、2017 年（平成 29 年）には学区審議会に「小規模特認校制度の在り方及び地域別の学校配置の具体的実現方策」などを諮問し、2018 年（平成 30 年）9 月には「栃木市学校適正配置の具体的な推進について」の答申により、将来にわたる栃木市の学校の在り方の指針を示していただきました。

今般、教育委員会としてこの答申を尊重し、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えた「栃木市立小中学校適正配置基本構想」を策定することで、今後とも保護者や地域の皆様とともに学校適正配置に取り組んでいく考えであります。

Ⅱ. 栃木市の学校配置の現状と課題

1. 学校規模の現状

2018年(平成30年)5月現在、本市においては、国の適正な学校規模の基準(※1)の内、12学級を下回る小学校が全体の63%を占め、また、中学校においても全体の57%を占めています。

小学校別学級数											2018年(平成30年)5月1日現在
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生					
大宮北小	3	4	4	4	4	4					23学級(721人)
大平中央小	3	4	3	3	3	3					19学級(632人)
栃木中央小	3	3	3	3	2						17学級(546人)
栃木第五小	3	2	3	3	2						16学級(480人)
岩舟小	2	2	3	2	3						14学級(431人)
栃木第三小	2	3	2	2	2						13学級(399人)
大平西小	2	2	3	2	2						13学級(398人)
大平南小	2	2	2	2	2						12学級(345人)
合戦場小	2	2	2	2	2						12学級(342人)
吹上小	2	2	2	2	2						12学級(325人)
国府北小	2	2	2	2	2						12学級(299人)
藤岡小	2	1	2	2	2						11学級(257人)
大平東小	1	1	2	2	2						10学級(268人)
南小	2	1	2	2	1						10学級(227人)
西方小	1	2	2	1	2						9学級(217人)
静和小	2	2	1	1	1						8学級(239人)
三鴨小	1	2	1	1	1						7学級(184人)
栃木第四小	1	1	1	1	1						6学級(205人)
赤麻小	1	1	1	1	1						6学級(164人)
家中小	1	1	1	1	1						6学級(162人)
皆川城東小	1	1	1	1	1						6学級(159人)
千塚小	1	1	1	1	1						6学級(146人)
赤津小	1	1	1	1	1						6学級(121人)
部屋小	1	1	1	1	1						6学級(105人)
寺尾小	1	1	1	1	1						6学級(89人)
大宮南小	1	1	1	1	1						6学級(80人)
小野寺南小	1	1	1	1	1						6学級(77人)
真名子小	1	1	1	1	1						4学級(44人)
国府南小	1	1	1	1	1						4学級(39人)
小野寺北小	1	1	1	1	1						3学級(28人)


国の基準を下回る学校


県基準の複式学級
 ただし、栃木市は市費負担教職員を配置

* 学級数は、特別支援学級を除いた数
 * 人数は、特別支援学級児童を含む全校児童数

中学校別学級数											2018年(平成30年)5月1日現在
	1年生	2年生	3年生								
東陽中	6	6	7								19学級(621人)
大平南中	5	6	5								16学級(517人)
栃木西中	5	5	5								15学級(476人)
都賀中	4	4	4								12学級(353人)
岩舟中	4	4	4								12学級(350人)
大平中	4	4	4								12学級(341人)
藤岡第一中	3	3	3								9学級(291人)
栃木東中	3	3	3								9学級(271人)
吹上中	2	3	2								7学級(213人)
栃木南中	2	2	2								6学級(213人)
西方中	2	2	2								6学級(161人)
皆川中	1	2	1								4学級(92人)
藤岡第二中	1	1	1								3学級(56人)
寺尾中	1	1	1								3学級(42人)


国の基準を下回る学校

* 学級数は、特別支援学級を除いた数
 * 人数は、特別支援学級生徒を含む全校生徒数

なお、1984 年（昭和 59 年）文部省施設助成課の資料「これからの学校施設づくり」には、学級数による学校規模の分類が示されています。
本市の小中学校をこの学校規模の分類によって表したものが次の表になります。

2018 年（平成 30 年）5 月 1 日現在の小学校の状況（普通学級数）

	過小規模	小規模	適正規模 (学校統合を含む)	大規模	過大規模
基準	5 学級以下	6～11 学級	12～24 学級	25～30 学級	31 学級以上
学校	国府南小 真名子小 小野寺北小	栃木第四小 南小 大宮南小 皆川城東小 千塚小 寺尾小 大平東小 藤岡小 部屋小 赤麻小 三鴨小 家中小 赤津小 西方小 静和小 小野寺南小	栃木中央小 栃木第三小 栃木第五小 大宮北小 吹上小 国府北小 大平南小 大平西小 大平中央小 合戦場小 岩舟小	なし	なし

2018 年（平成 30 年）5 月 1 日現在の中学校の状況（普通学級数）

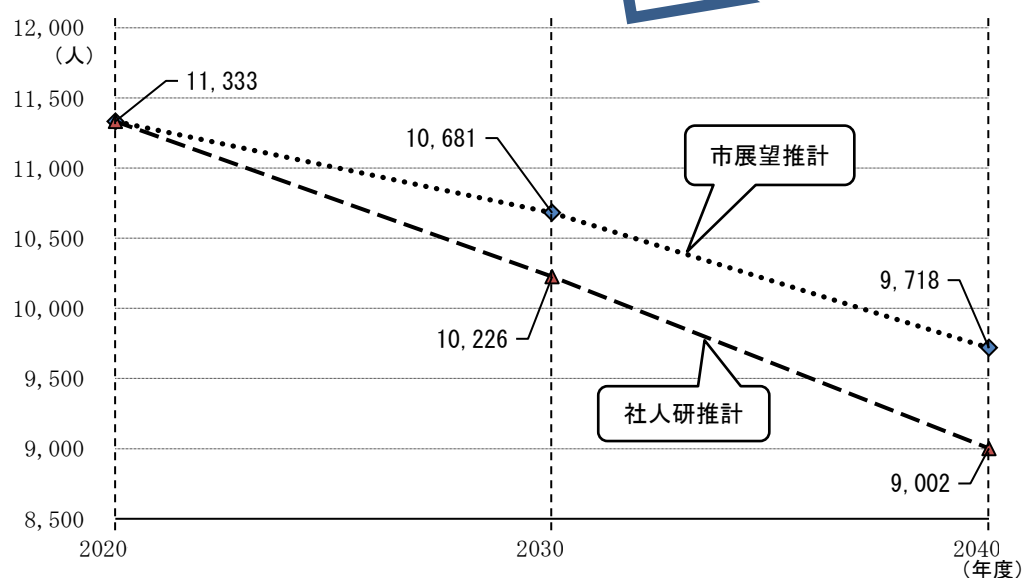
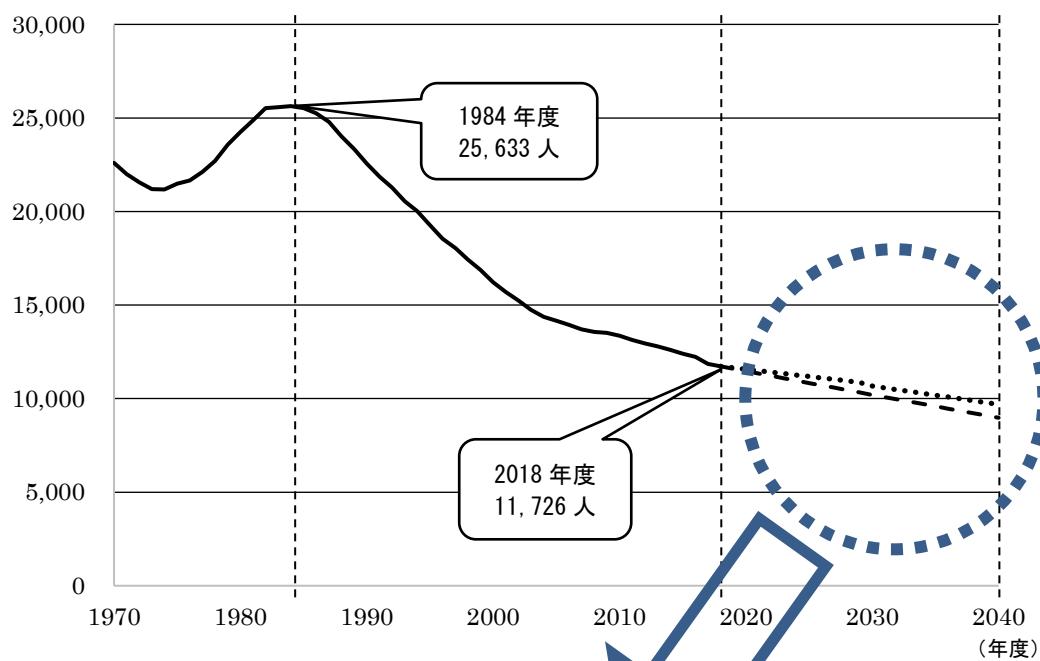
	過小規模	小規模	適正規模 (学校統合を含む)	大規模	過大規模
基準	5 学級以下	6～11 学級	12～24 学級	25～30 学級	31 学級以上
学校	皆川中 寺尾中 藤岡第二中	栃木東中 栃木南中 吹上中 藤岡第一中 西方中	栃木西中 東陽中 大平中 大平南中 都賀中 岩舟中	なし	なし

※1 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条に、適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること」とされています。

2. 児童生徒数の推移と課題

全国的な少子化の進行により、児童生徒数が減少し、栃木市においてもその傾向は顕著です。

栃木市児童生徒数（小1～中3）の推移



2040年度の児童生徒数は、栃木市「まち・ひと・しごと創生総合戦略の展望推計」から算出した数値9,718人（2018年度比82.9%）、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計から算出した数値9,002人（2018年度比76.8%）となります。

Ⅲ. 栃木市の学校適正規模の基準

子どもたちに、自ら考え、自ら学ぶ力など「生きる力」をはぐくむためには、学校での集団活動によって、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨するとともに、様々な考え方や経験を持った仲間との交流を通して社会性や集団性を身に付けていくことが極めて大切です。

そこで、学校がこうした役割を十分発揮するために、2016年（平成28年）2月「栃木市立小中学校適正配置基本方針」を策定し、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていけるよう独自に学校規模の基準を定めました。

1. 「望ましい（学級）規模」の基準

	小 学 校	中 学 校
1校あたり学級数	12学級以上 18学級以下	9学級以上 18学級以下

《小学校》 クラス替えをしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置することを可能とするため、1学年2学級以上必要とし、全校で12学級以上18学級以下を「望ましい学級数」とします。

《中学校》 免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことを可能にするため、1学年3学級以上、全校で9学級以上18学級以下を「望ましい学級数」とします。

2. 「必要な学級数・児童数」の基準

	小 学 校	中 学 校
1校あたり学級数	6学級（6学年×1学級）	6学級（3学年×2学級）
1学級あたり児童数	16人程度	

《小学校》 最低限必要な学級数は各学年1学級とし、教育効果の観点から1学級あたりの必要人数を16人程度とします（※2、3）。

《中学校》 最低限必要な学級数は各学年2学級とし、クラス替えをしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置できるようにします。

※2 国の基準は「小学校、中学校ともに学級数は、12学級以上18学級以下」です。ただし、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」と示されています。

※3 国は、1学級あたりの児童数生徒数40人を上限としていますが、小1は35人です。県の措置として小2～小4と中学校の全学年を上限35人としています。なお、中学校では、複式学級制度を採用していません（全て単式学級）。

IV. 地域別の学校配置の具体的実現方策

1. 基本構想策定の方針

(1) 20 年後までを見通した将来構想とします。

2020 年度を基準に、10 年後、20 年後に予想される児童生徒数の推移を基に、適正配置を考えます。

(2) 「小中学校適正配置基本方針」の学校の適正規模を基本とします。

10 年後は、基本方針で定めた「必要な学級数・児童数」とし、20 年後は、将来的に「望ましい（学級）規模」の確保を目標として地域別の学校の在り方の構想とします。

(3) 子どもたちの教育環境の充実を念頭に置いた構想とします。

それぞれの地域事情や、施設の建築年度等を十分考慮しますが、子どもたちの教育環境の充実を念頭に置いた構想とします。

2. 目指す学校規模

	小学校	中学校	学校数
10 年後 (2030 年度)	「必要な学級数・児童数」の基準を当てはめ、1 学級 16 人程度で、6 学級以上を満たしている。 複式学級（※4）の解消ができています。	「必要な学級数」の基準を当てはめ、6 学級以上を満たしている。	小 30 校 ⇒ 27 校 ～26 校 中 14 校 ⇒ 11 校
20 年後 (2040 年度)	「望ましい（学級）規模」の基準を当てはめ、12 学級以上を満たしている。	「望ましい（学級）規模」の基準を当てはめ、9 学級以上を満たしている。	小 30 校 ⇒ 20 校 ～18 校 中 14 校 ⇒ 10 校

※4 複式学級は、異なる学年の児童を 1 つに編制した学級です。1 人の教員が 2 つ以上の学年の学習活動を同時に展開するため、多くの負担や困難を伴います。また、児童にとっても社会的経験が不足しがちになります。本市は市負担教職員を配置して複式学級を解消しています。

3. 学校数の目安

学校数の目安は、次の考え方にに基づき設定します。

(1) 学校配置における地域は、**栃木市地域づくり推進条例による8地域**とします。

今後の学校配置の検討の出発点となる構想は、「栃木市地域づくり推進条例」による新たな地域自治制度で設定している栃木中央、栃木東部、栃木西部、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟の8地域を単位とします。

これは、8つの地域が各総合支所等の所管区域であり、既に市民サービス提供の基礎単位となっていることに加え、地域における各種団体の構成や地域住民同士の結びつきなど、一定程度、市民に定着している地域であると考えためです。

(2) 地域ごとの学校数の目安は、次の①～③に基づき示すこととします。

- ① 栃木市の人口減少対策の効果を勘案しつつ、2040年度に想定される児童生徒数から算出します（※5）。
- ② 小学校は12学級から18学級の規模、中学校は9学級から18学級の規模を有することを基本とします。
- ③ 通学距離や時間、地域の特性なども考慮します。

4. 地域別の学校適正配置を行う上での考え方

(1) 地域性を活かした学校適正配置

地域性を活かした学校適正配置となるよう最低でも8地域ごとに小学校と中学校の各1校を維持することとします。

ただし、「栃木市立小中学校適正配置基本方針」で示す小学校における「必要な学級数・児童数」、中学校における「必要な学級数」を下回る場合は、下回った時点で地域を越えた統合を検討します。

(2) 隣接校との距離の制限

近隣校との距離が4kmを超える小学校同士、近隣校との距離が6kmを超える中学校同士の場合は現在の学校を維持することとします。

ただし、「栃木市立小中学校適正配置基本方針」で示す小学校における「必要な学級数・児童数」、中学校における「必要な学級数」を下回る場合は、下回った時点で地域を越えた統合を検討します。

※5 学校数の目安の算出方法は、資料編に記載しています。

(3) 再統合の制限

統合後に適正規模を維持できなくなった場合でも同じ児童が複数回学校統合を経験すること等がないよう統合校を維持します。

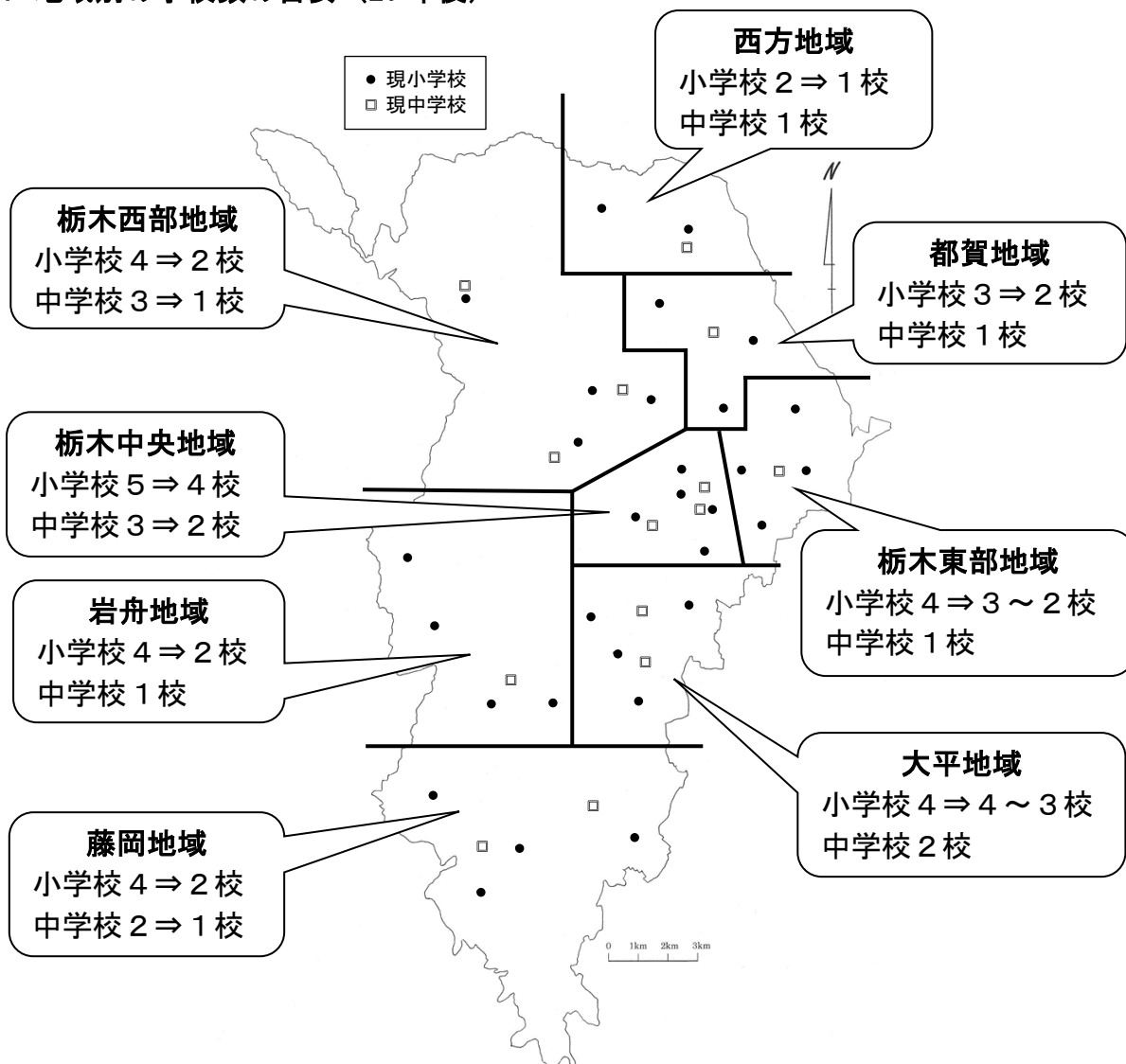
ただし、「栃木市立小中学校適正配置基本方針」で示す小学校における「必要な学級数・児童数」、中学校における「必要な学級数」を下回る場合は、下回った時点で統合を検討します。

(4) 通学区域

これまで築かれてきた児童生徒の交友関係、通学区域単位で構成されている地域のつながり、地域の方々の意向等を大切にするため、統合による各小中学校の通学区域は、現在の通学区域を基本とします。

ただし、通学区域の見直しについては、適正な学校規模の確保を前提としながら、通学距離、鉄道、幹線道路、河川などの地理的条件や地域コミュニティとの整合性などに配慮し、今後の課題とし検討します。

5. 地域別の学校数の目安（20年後）



6. 地域別の具体策

(1) 栃木中央地域

【構想】

小学校 ○ 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の5校を4校にすることが望ましい。

中学校 ○ 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の3校を2校にすることが望ましい。

栃木中央地域の小学校は、2030 年度の時点では「必要な学級数・児童数」である6学級規模を維持する予定です。

ただし、2040 年度には「市展望推計」であっても、栃木第四小 167 人、南 185 人と推計され、それ以上減少することも予想されます。したがって、「望ましい(学級)規模」である 12 学級の基準を満たすためには、地域で小学校 5 校から4校にする再編が望ましいと考えます。

また、中学校については、2030 年度時点で、栃木南中は既に 200 人で6学級と予測されることから、2040 年度では、「望ましい(学級)規模」である9学級以上を確保するには、現在の3校を2校にする再編を検討します。

市展望推計の数値による算出

2020 年度(※6)	2030 年度(10 年後)	2040 年度(20 年後)
栃木中央小(516 人) 18 学級	栃木中央小(489 人) 28 人×18 学級(※7)	A 小(約 380 人) 32 人×12 学級(※7)
栃木第三小(408 人) 13 学級	栃木第三小(357 人) 30 人×12 学級	B 小(約 380 人) 32 人×12 学級
栃木第四小(206 人) 7 学級	栃木第四小(183 人) 31 人× 6 学級	C 小(約 380 人) 32 人×12 学級
栃木第五小(465 人) 16 学級	栃木第五小(430 人) 24 人×18 学級	D 小(約 380 人) 32 人×12 学級
南小(231 人) 10 学級	南小(204 人) 34 人× 6 学級	A 中(約 410 人) 35 人×12 学級
栃木東中(237 人) 9 学級	栃木東中(254 人) 29 人× 9 学級	B 中(約 410 人) 35 人×12 学級
栃木西中(448 人) 14 学級	栃木西中(447 人) 30 人×15 学級	小 1,513 人、中 819 人 計 2,332 人(※8)
栃木南中(225 人) 7 学級	栃木南中(200 人) 34 人× 6 学級	
小 1,826 人、中 910 人 計 2,736 人	小 1,663 人、中 901 人 計 2,564 人	

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

※6 2020 年度の数値は住民基本台帳による実数(2017 年 6 月現在)、2030 年度と 2040 年度の数値は栃木市「まち・ひと・しごと創生総合戦略の展望推計」の数値を基に算出しています。

※7 2030 年度と 2040 年度における学級数は、児童生徒数÷学年数÷35 人学級(小数点以下切り上げ)で求めた数値を学年数で乗じて算出しています。

※8 2030 年度と 2040 年度の数値は概数(四捨五入)としたため、合計と一致しません。

(2) 栃木東部地域

【構想】

- 小学校 ○ 2030 年度を目標に「必要な学級数・児童数」の基準を満たすため、現在の 4 校を 3 校～2 校にすることが望ましい。
- 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、2030 年度同様、現在の 4 校を 3 校～2 校にすることが望ましい。
- 中学校 ○ 現在の 1 校を維持することが望ましい。

栃木東部地域の小学校は、2030 年度には「市展望推計」によると、現在の小規模特認校制度（※9）利用者を含めた推計児童数は、大宮南小 72 人と国府南小 35 人とされ、制度利用者の増減にも左右されますが、現在の 4 校から 3 校にする再編が望ましいと考えます。また、「社人研推計」によれば、より減少傾向がみられるため、現在の 4 校から 2 校にする再編も検討する必要があります。

なお、小規模特認校の大宮南小と国府南小は、制度利用者の増減や全校児童数の推移を見ながら、制度自体の評価も継続的に実施します。

中学校については、東陽中が 18 学級を維持していくことが予測されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
大宮南小（61 人） 6 学級	A 小（約 340 人） 29 人×12 学級	A 小（約 310 人） 26 人×12 学級
大宮北小（694 人） 22 学級	B 小（約 340 人） 29 人×12 学級	B 小（約 310 人） 26 人×12 学級
国府南小（45 人） 4 学級	C 小（約 340 人） 29 人×12 学級	C 小（約 310 人） 26 人×12 学級
国府北小（290 人） 12 学級	東陽中（583 人） 33 人×18 学級	東陽中（531 人） 30 人×18 学級
東陽中（578 人） 18 学級	小 1018 人、中 583 人 計 1,601 人	小 927 人、中 531 人 計 1,458 人
小 1,090 人、中 578 人 計 1,668 人		

社人研推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
大宮南小（61 人） 6 学級	A 小（約 490 人） 28 人×18 学級	A 小（約 430 人） 24 人×18 学級
大宮北小（694 人） 22 学級	B 小（約 490 人） 28 人×18 学級	B 小（約 430 人） 24 人×18 学級
国府南小（45 人） 4 学級	東陽中（558 人） 31 人×18 学級	東陽中（491 人） 27 人×18 学級
国府北小（290 人） 12 学級	小 976 人、中 558 人 計 1,534 人	小 859 人、中 491 人 計 1,350 人
東陽中（578 人） 18 学級		
小 1,090 人、中 578 人 計 1,668 人		

※9 小規模特認校制度については、「V の 1」及び「資料編」に記載しています。

(3) 栃木西部地域

【構想】

小学校 ○ 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の4校を2校にすることが望ましい。

中学校 ○ 2030 年度を目標に「必要な学級数」の基準を満たすため、現在の3校を1校にすることが望ましい。

栃木西部地域の小学校は、2030 年度の時点では「必要な学級数・児童数」である6学級規模を維持するため、現状の4校のまま推移する予定です。

ただし、2040 年度には「市展望推計」であっても、皆川城東小130人、千塚小119人と推計され、それ以上減少することも予想されます。したがって、「望ましい(学級)規模」である12学級の基準を満たすためには、地域で4校から2校にする再編が望ましいと考えます。

なお、寺尾小は、近隣の小学校との距離が4kmを超えることから現在の学校を当分の間維持します。ただし、今後、児童数の減少が著しく、複式学級を有する等「必要な学級数・児童数」の基準を下回る場合、統合を検討する可能性が高くなります。

中学校については、皆川中が現時点で83人3学級、寺尾中が現時点で43人3学級となっており、今後も減少が続くと予想されます。そのため、速やかな教育環境の改善が必要となります。中学校が統合された場合は、2040年度時点で9学級あり、栃木西部地域で1つの中学校が維持されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度 (10 年後)	2040 年度 (20 年後)
皆川城東小 (160 人) 6学級	皆川城東小 (143 人) 24 人×6学級	A小 (約300 人) 25 人×12 学級
吹上小 (310 人) 12 学級	吹上小 (291 人) 25 人×12 学級	B小 (約300 人) 25 人×12 学級
千塚小 (123 人) 6学級	千塚小 (131 人) 22 人× 6学級	A中 (297 人) 33 人× 9学級
寺尾小 (89 人) 6学級	寺尾小 (80 人) 14 人× 6学級	小587 人、中297 人 計884 人
皆川中 (83 人) 3学級	A中 (327 人) 28 人×12 学級	
吹上中 (243 人) 8学級	小645 人、中327 人 計972 人	
寺尾中 (43 人) 3学級		
小682 人、中369 人 計1,051 人		

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

(4) 大平地域

【構想】

小学校 ○ 2040 年度には、現在の 4 校を維持するか、3 校にすることが望ましい。

中学校 ○ 現在の 2 校を維持することが望ましい。

大平地域の小学校は、「市展望推計」では 4 校のまま推移しますが、「社人研推計」では、2040 年度に、大平東小が 203 人で 6 学級となり、「望ましい（学級）規模」の 12 学級の基準を満たさないため、近隣校との統合や再編を検討する可能性が高くなります。

中学校については、2040 年度時点で 9 学級あり、2 つの中学校が維持されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
大平東小（218 人） 9 学級	大平東小（240 人） 20 人×12 学級	大平東小（219 人） 19 人×12 学級
大平南小（314 人） 12 学級	大平南小（311 人） 26 人×12 学級	大平南小（283 人） 24 人×12 学級
大平西小（394 人） 13 学級	大平西小（356 人） 30 人×12 学級	大平西小（324 人） 27 人×12 学級
大平中央小（611 人） 19 学級	大平中央小（566 人） 32 人×18 学級	大平中央小（515 人） 29 人×18 学級
大平中（375 人） 12 学級	大平中（320 人） 27 人×12 学級	大平中（291 人） 33 人× 9 学級
大平南中（510 人） 15 学級	大平南中（485 人） 33 人× 15 学級	大平南中（441 人） 30 人×15 学級
小 1,537 人、中 885 人 計 2,422 人	小 1,473 人、中 805 人 計 2,278 人	小 1,341 人、中 732 人 計 2,073 人

社人研推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
大平東小（218 人） 9 学級	大平東小（230 人） 20 人×12 学級	A 小（約 410 人） 35 人×12 学級
大平南小（314 人） 12 学級	大平南小（298 人） 25 人×12 学級	B 小（約 410 人） 35 人×12 学級
大平西小（394 人） 13 学級	大平西小（341 人） 29 人×12 学級	C 小（約 410 人） 35 人×12 学級
大平中央小（611 人） 19 学級	大平中央小（542 人） 31 人×18 学級	大平中（270 人） 30 人× 9 学級
大平中（375 人） 12 学級	大平中（306 人） 34 人× 9 学級	大平南中（408 人） 34 人×12 学級
大平南中（510 人） 15 学級	大平南中（464 人） 31 人× 15 学級	小 1,242 人、中 678 人 計 1,920 人
小 1,537 人、中 885 人 計 2,422 人	小 1,411 人、中 770 人 計 2,181 人	

(5) 藤岡地域

【構想】

小学校 ○ 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の4校を2校にすることが望ましい。

中学校 ○ 2030 年度を目標に「必要な学級数」の基準を満たすため、現在の2校を1校にすることが望ましい。

藤岡地域の小学校は、2030 年度の時点では「必要な学級数・児童数」である6学級規模を維持する予定です。

ただし、2040 年度には「市展望推計」であっても、部屋小 86 人、赤麻小 134 人、三鴨小 150 人と推計され、それ以上減少することも予想されます。

そのため、小学校 4 校すべてが6学級になると予測されます。したがって、「望ましい学級規模」である 12 学級の基準を満たすためには、地域で小学校2校にする再編が望ましいと考えます。

なお、部屋小は、近隣の小学校との距離が4kmを超えることから現在の学校を当分の間維持することとします。ただし、今後も児童の推移を注視し、複式学級を有する等「必要な学級数・児童数」の基準を下回る場合、統合を検討する可能性が高くなります。

中学校については、藤岡第二中が現時点で 61 人3学級となっており、今後も減少が続くと予想されます。そのため、速やかな教育環境の改善が必要となります。中学校が統合された場合は、2040 年度時点で9学級あり、藤岡地域で1つの中学校が維持されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度(※6)	2030 年度(10年後)	2040 年度(20年後)
藤岡小(243人) 11 学級	藤岡小(231人) 20人×12 学級	A小(約290人) 25人×12 学級
部屋小(90人) 6 学級	部屋小(94人) 16人×6 学級	B小(約290人) 25人×12 学級
赤麻小(138人) 6 学級	赤麻小(147人) 25人×6 学級	A中(297人) 33人×9 学級
三鴨小(169人) 7 学級	三鴨小(165人) 28人×6 学級	小580人、中297人 計877人
藤岡第一中(300人) 10 学級	A中(326人) 28人×12 学級	
藤岡第二中(61人) 3 学級	小637人、中326人 計963人	
小640人、中361人 計1,001人		

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

(6) 都賀地域

【構想】

小学校 ○ 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の3校を2校にすることが望ましい。

中学校 ○ 現在の1校を維持することが望ましい。

都賀地域の小学校は、2030 年度の時点では「必要な学級数・児童数」である6 学級規模を維持する予定です。

ただし、2040 年度には「市展望推計」であっても、家中小 133 人、赤津小 99 人と推計され、それ以上減少することも予想されます。したがって、「望ましい(学級)規模」である 12 学級の基準を満たすためには、地域で小学校 2 校にする再編が望ましいと考えます。

なお、中学校については、2040 年度時点で 9 学級あり、現在の中学校が維持されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度(10 年後)	2040 年度(20 年後)
合戦場小(321 人) 12 学級	合戦場小(307 人) 26 人×12 学級	A 小(約 260 人) 22 人×12 学級
家中小(167 人) 7 学級	家中小(146 人) 25 人× 6 学級	B 小(約 260 人) 22 人×12 学級
赤津小(121 人) 6 学級	赤津小(109 人) 19 人× 6 学級	都賀中(301 人) 34 人× 9 学級
都賀中(331 人) 12 学級	都賀中(331 人) 28 人×12 学級	小 511 人、中 301 人 計 812 人
小 609 人、中 331 人 計 940 人	小 562 人、中 331 人 計 893 人	

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

(7) 西方地域

【構想】

小学校 ○ 2030 年度を目標に「必要な学級数・児童数」の基準を満たすため、現在の 2 校を 1 校にすることが望ましい。

中学校 ○ 現在の 1 校を維持することが望ましい。

西方地域の小学校は、真名子小において複式学級を有する状態が継続されます。そのため、速やかな教育環境の改善が必要となります。

2030 年度には、「市展望推計」であっても、西方小 195 人、真名子小 40 人と推計され、それ以上減少することも予想されます。したがって、「必要とする学級数・児童数」である 6 学級の基準を満たすためには、地域で小学校 2 校から 1 校にする再編が望ましいと考えます。

また、2040 年度には、「市展望推計」では、統合小学校では 12 学級が確保されますが、西方中 138 人で 6 学級となるため、「望ましい（学級）規模」である 9 学級の基準を満たさないことになります。

なお、地域性を活かした学校適正配置となるよう西方地域に小学校と中学校の各 1 校を維持することとします。ただし、今後も児童生徒数の推移を注視し、小学校において複式学級となる場合や中学校においてクラス替えができない場合など「必要な学級数・児童数」の基準を下回る状況が予測された場合は、地域を越えた統合を検討せざるを得ないと考えます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度（10 年後）	2040 年度（20 年後）
西方小（202 人） 9 学級	A 小（235 人） 20 人×12 学級	A 小（213 人） 18 人×12 学級
真名子小（39 人） 4 学級	西方中（151 人） 26 人× 6 学級	西方中（138 人） 23 人× 6 学級
西方中（152 人） 6 学級	小 235 人、中 151 人 計 386 人	小 213 人、中 138 人 計 351 人
小 241 人、中 152 人 計 393 人		

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

(8) 岩舟地域

【構想】

- 小学校 ○ 2030 年度を目標に「必要な学級数・児童数」の基準を満たすため、現在の 4 校を 3 校にすることが望ましい。
- 2040 年度を目標に「望ましい(学級)規模」の基準を満たすため、現在の 4 校を 2 校にすることが望ましい。
- 中学校 ○ 現在の 1 校を維持することが望ましい。

岩舟地域の小学校は、小野寺北小において複式学級を有する状態が継続されます。そのため、速やかな教育環境の改善が必要となります。

2030 年度には「市展望推計」であっても、静和小 214 人、小野寺南小 70 人、小野寺北小 25 人とされ、「必要な学級数・児童数」の基準を満たすためには、現在の 4 校から 3 校にする再編が望ましいと考えます。

なお、統合校については、統合後に適正規模を維持できなくなった場合でも同じ児童が複数回学校統合を経験することがないように、当分の間、統合校を維持することを原則としています。ただし、今後も児童数の推移を注視し、複式学級を有する等「必要な学級数・児童数」の基準を下回る場合、再編を検討せざるを得なくなります。

2040 年度には、「市展望推計」によると、10 年間で 60 人以上減少することが推測され、それ以上減少することも予想されます。そのため、現在の 4 校から 2 校にする再編が望ましいと考えます。

なお、中学校については、2040 年度時点で 9 学級あり、現在の中学校が維持されます。

市展望推計の数値による算出

2020 年度	2030 年度 (10 年後)	2040 年度 (20 年後)
岩舟小 (381 人) 13 学級	A 小 (約 240 人) 20 人×12 学級	D 小 (約 320 人) 27 人×12 学級
静和小 (251 人) 10 学級	B 小 (240 人) 20 人×12 学級	E 小 (約 320 人) 27 人×12 学級
小野寺南小 (72 人) 6 学級	C 小 (240 人) 20 人×12 学級	岩舟中 (299 人) 34 人× 9 学級
小野寺北小 (21 人) 3 学級	岩舟中 (329 人) 28 人×12 学級	小 632 人、中 299 人 計 931 人
岩舟中 (397 人) 12 学級	小 695 人、中 329 人 計 1,024 人	
小 725 人、中 397 人 計 1,122 人		

※ 「市展望推計」と「社人研推計」の数値による算出の結果は、同じ学校数となります。

V. 栃木市の望ましい学校形態の将来像

1. 小規模特認校制度

小規模特認校制度は、小規模校ならではのきめ細やかな指導と地域の自然などを生かした特色ある教育活動を推進する特認校において、通学区域外から児童の転入学を認める制度です。小規模校の良さを生かした教育を受ける機会を子どもたちに提供し、保護者の学校選択の機会を拡大するとともに、当該校の児童数増加及び活性化を図ることを目的としています。

小規模特認校制度が2013年度（平成25年度）より、本市に導入されて5年を経過し、制度導入により一定の成果が見られる学校がある一方で、児童数が横ばい若しくは伸び悩んでいる学校もありました。

今回の学区審議会において、小規模特認校のこれまでの成果を評価し、今後の「小規模特認校制度の在り方について」答申を得ました。教育委員会では、本制度を継続する学校と本制度を終了する学校を決定しました。

(1) 制度を継続する学校（大宮南小、国府南小）

大宮南小にあっては、制度利用者は順調に増加し、複式学級が解消されたことから、2019年度以降も制度を継続します。

国府南小にあっては、学校及び地域の方の制度利用者を増やす取組に期待し、毎年の評価をすることで、2019年度以降も制度を継続します。

(2) 制度を終了する学校（真名子小、小野寺北小）

両校とも、制度利用者は数名であり、2019年度から小規模特認校制度による募集を終了します。

2. 小中一貫教育

本市では、これまでに「ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり」をスローガンに、とちぎ未来アシストネット事業による地域ぐるみの教育を展開しています。

また、小中姉妹校化事業により、小中学校の教職員が連携し、子どもたちの様々な交流を図る中で、学校・家庭・地域が連携・協力した教育活動の充実や小中学校教職員の相互理解に一定の成果が見られます。

一方、今日の社会の急激な変化の中で、学校が抱える様々な課題の解決を図れるよう、「地域とともにある学校づくり」を進め、子どもたちの教育活動を一層充実させることが求められています。

そこで、本市では、学校・家庭・地域が目指す子ども像を共有し、義務教育9年間の一貫性のある教育により未来を担う子どもたちを育むよう、栃木市ならではの小中一貫教育を2017年度（平成29年度）より市内全小中学校において学校運営協議会制度の導入と併せて実施しています。今後もこの本市ならではの小中一貫教育を推進します。

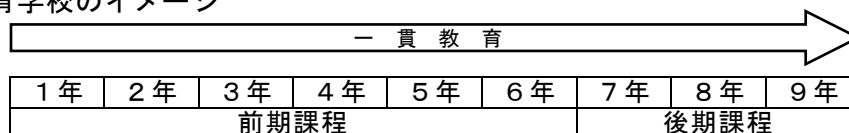
3. 義務教育学校

(1) 義務教育学校とは

2015 年（平成 27 年）の学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として規定されました。

校舎が同じ場所にある「施設一体型」と前期・後期等の区分で校舎が別の場所にある「施設分離型」の 2 つのタイプがあります。

○ 義務教育学校のイメージ



(2) 義務教育学校のメリット

- ・ 「6・3制」→「5・4制」や「4・3・2制」等の学年の区切りを柔軟に変更することが可能となり、「6・3制」を見直す機会となります。
- ・ 学年を越えた授業など、自由度の高いカリキュラムを設定できます。
- ・ 校長が一人となり、一体化した組織による一貫教育が可能となります。
- ・ 義務教育 9 年間において、教職員が一つの組織に属することから子どもたちの学習状況や特性等の情報が共有しやすくなります。
- ・ 同じ学校での進級のため、小学校から中学校へ上がる際の環境の変化等から不登校になる「中一ギャップ」問題の解決を図ることができます。

(3) 義務教育学校のデメリット

- ・ 実際の社会は「6・3制」に対応した環境であり、転入学の扱いや部活動での大会参加、中高一貫校や中学受験への対応等、課題が山積しています。
- ・ カリキュラムの自由化から学力向上を図るための学習内容の前倒しが行われた場合、一部を対象としたエリート教育と見なされる懸念があります。
- ・ 義務教育学校では、人間関係が長い間固定化された学校生活となります。
- ・ 1 年生と 9 年生（中 3 相当）の発達段階の差が顕著で相当な配慮が必要です。

(4) 本市における義務教育学校

本市は現在、市内全ての小中学校において、義務教育学校のメリットである義務教育 9 年間の一貫性のある本市ならではの小中一貫教育を推進しており、「施設分離型」の義務教育学校の効果を得ることができると考えています。

なお、義務教育学校の設置検討の中で、小規模の小学校 1 校と中学校 1 校を統合して「施設一体型」の義務教育学校を設置し、在籍数を増やすという考えもありますが、仮に導入したとしても同一学年の在籍数が増えることはなく、根本的な解決にはなりません。

上記の理由から、現時点において、本市は義務教育学校の設置を全校に推し進めるだけの必要性を感じるに至りません。義務教育学校の設置は、将来的な課題としてとらえ、今後も他市町の取組を参考に検証していく必要があります。

VI. 今後の取組

今回の基本構想は、市内小中学校 44 校の適正配置について「小中学校適正配置基本方針」で示している小中学校の適正規模の基準に基づき、すべての小中学校で充実した教育が受けられるよう教育環境を整備することで、将来にわたり、栃木市の学校教育を進める基礎としての枠組みとなるよう留意しています。

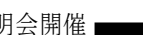
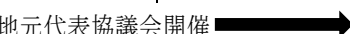
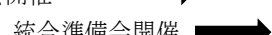
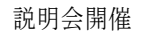
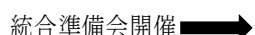
2016 年（平成 28 年）2 月の「基本方針」策定以降、教育委員会では、保護者や地域の皆様に教育環境の改善が必要である旨を訴えてきた結果、いくつかの地域において統合に向けた合意が形成されつつあります。

教育委員会としては、このような経過を踏まえ、全国の多くの自治体で行われている学校を指定し統合目標年度を設定する等の「行政主導型の適正配置」による統合ではなく、本基本構想を基に、適正配置の必要性を十分ご理解いただき、保護者や地域の皆様に構成する地元代表協議会での意見交換を重ねた後、統合に向けた合意により、統合準備会に移行していくことで、適正な学校配置の実現を目指します。

1. スケジュール

20 年後までの取組は、下記に示す短期、中期、長期のスケジュールを設定し、取り組むことにします。

特に、短期及び中期については、「基本方針」で示された 3 年ごとに学区審議会で評価するという具体的な取組方法を踏襲しながらも、今後の適正配置の進み具合も踏まえ、実態に即した柔軟な取組とします。

	短期 (2018～2020 年度)	中期 (2021～2030 年度)	長期 (2031～2040 年度)
市内全域対象 基本構想の周知	説明会開催  リーフレット配布 		
統合に向けた合意が形成された地域の統合学校開校準備	統合準備会開催 		
「必要な学級数・児童数」の基準を下回る学校の適正配置推進	説明会開催  地元代表協議会開催 	統合準備会開催 	
「望ましい(学級)規模」の基準を下回る学校の適正配置推進		説明会開催  地元代表協議会開催 	統合準備会開催 

2. 適正配置の進め方

本市における学校適正配置の進め方は、既に策定した「学校適正配置基本方針」で確認されていますが、改めて、以下のことを考慮しながら、今後の適正配置を進めていきます。

(1) 基本構想による適正配置の推進

① 基本構想の周知

市民には、「栃木市立小中学校適正配置基本構想」を分かりやすくまとめたリーフレットを配布し、十分説明することで周知します。

② 保護者説明会や意識調査等の実施

基準を下回る学校については、保護者や地域の皆様を対象に、本基本構想と併せ、子どもたちの教育環境（学校の現状）についての説明し、適正配置の必要性を周知します。また、必要に応じて意識調査等を行う場合は、入学前の児童生徒の保護者の意向も適切に把握します。

③ 地元代表協議会による協議

学校の統合等にあたっては、保護者説明会や意識調査等により、「学校統合の意識が醸成された場合」は、自治会や保護者等の代表で組織する「地元代表協議会」を設置し、統合等に向け協議を始めます。

その場合、児童生徒数や学級数の将来推計、学校や児童生徒が地域で果たしてきた役割や地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う課題について、保護者、地域の皆様等と十分に協議を行い、共通理解と協力を得ながら慎重に進めます。

④ 統合準備会による合意形成

統合対象となる学校の地域の皆様や保護者等の合意形成の後は、「統合準備会」を立ち上げ、各代表者を均等に選出する等の配慮をした上で、新しい学校を作り上げていく機運を高めるようにします。その際は、「統合準備会」での協議内容を広報紙で周知します。

(2) 新たな学校環境の整備

① 新設校の原則

学校の統合を行う場合は、新たな学校を開設するという考え方を原則としますが、新たな校舎を建築するものではなく、校名などを新しくすることを意味します。

また、新校舎建設の検討は、統合を進めるにあたり既存施設では対応が困難な場合など必然的なものに限り、それ以外は既存施設を最大限利用することを原則とします。加えて 2020 年度中に策定される「学校施設の長寿命化計画」との整合も考慮しながら進めます。

② 児童生徒同士の交流

学校の統合を行う場合は、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係が大きく変化するため、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流を行い、新たな生活に戸惑いが生じないように配慮します。

③ 通学環境の整備

学校の適正配置にあたっては、必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離が延びることで、児童生徒が体力的にも精神的にも疲労し、学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように、安全及び防犯の観点からも、スクールバスの運行による交通手段を検討します。

④ 使用しなくなる学校施設等の活用

統合により生じる使用しなくなる学校施設及び跡地は、市にとって貴重な財産であることから、活用方法については、全市的なまちづくりを進める観点からも、地域の実情や要望を把握するとともに、全国の活用例等も参考にしながら有効活用します。

なお、跡地の有効活用を効果的に推進するためには、適正配置の進み具合を踏まえて、庁内の検討組織において関係部署と連携しながら、可能な限り、早い段階から学校施設及び跡地の有効活用を検討していきます。

⑤ 新たな地域づくり

統合により、従来の学校が持っていた個性や地域のつながりが希薄にならないよう、新しい学校と地域が互いに顔の見える関係・距離を保っていくことや、より広い校区を単位とする活動と交流に子どもたちでなく、大人も馴染んでいくことが求められます。

そのため、本市の地域とともにある学校を目指す「小中一貫・コミュニティ・スクール」を活用し、保護者・地域と学校が連携協働し、「学校と地域の活性化」を図っていきます。

VII. 資料編

1. 学校数の目安の算出方法

(1) 20 年後の児童生徒数の設定

栃木市地域づくり推進条例に基づく 8 地域ごとに、国立社会保障・人口問題研究所の推計、栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の展望推計を基に 20 年後の児童生徒数を設定します。→〔表 1〕参照

〔表 1 児童生徒数の推計〕

(単位：人)

No.	地 域	小学校児童数			中学校生徒数		
		住基	展望	社人研	住基	展望	社人研
		2020 年度	2040 年度	2040 年度	2020 年度	2040 年度	2040 年度
1	栃木中央地域	1,826	1,513	1,401	910	819	759
2	栃木東部地域	1,090	927	859	578	531	491
3	栃木西部地域	682	587	544	369	297	276
4	大 平 地 域	1,537	1,341	1,242	885	732	678
5	藤 岡 地 域	640	580	537	361	297	275
6	都 賀 地 域	609	511	473	331	301	279
7	西 方 地 域	241	213	198	152	138	128
8	岩 舟 地 域	725	632	585	397	299	277
栃 木 市 合 計		7,350	6,304	5,839	3,983	3,414	3,163

※ 住基 …… 栃木市「住民基本台帳（2017 年（平成 29 年）6 月 30 日現在）」から算出
 展望 …… 栃木市「まち・ひと・しごと創生総合戦略の展望推計」から算出
 社人研 …… 国立社会保障・人口問題研究所の推計から算出

(2) 学校数の算出

(1) で設定した児童生徒数を適正規模の小学校 12 学級、中学校 9 学級の人数で割り、学校数を算出します。→〔表 2、表 3〕参照

〔表 2 20 年後の小学校数の算出〕

(単位：人、校)

No.	地 域	展 望		社人研	
		児童数	学校数	児童数	学校数
1	栃木中央地域	1,513	3.6	1,401	3.3
2	栃木東部地域	927	2.2	859	2.0
3	栃木西部地域	587	1.3	544	1.2
4	大 平 地 域	1,341	3.1	1,242	2.9
5	藤 岡 地 域	580	1.3	537	1.2
6	都 賀 地 域	511	1.2	473	1.1
7	西 方 地 域	213	0.5	198	0.4
8	岩 舟 地 域	632	1.5	585	1.3
栃 木 市 合 計		6,304	14.7	5,839	13.4

(12 学級の人数の内訳)

1 学級 35 人 × 2 学級 × 6 学年 = 12 学級 420 人で設定

例えば、栃木中央地域の場合、1,513 人 ÷ 420 人 = 3.6 校

〔表 3 20 年後の中学校数の算出〕 (単位：人、校)

No.	地 域	展望		社人研	
		生徒数	学校数	生徒数	学校数
1	栃木中央地域	819	2.6	759	2.4
2	栃木東部地域	531	1.6	491	1.5
3	栃木西部地域	297	0.9	276	0.8
4	大 平 地 域	732	2.3	678	2.1
5	藤 岡 地 域	297	0.9	275	0.8
6	都 賀 地 域	301	0.9	279	0.8
7	西 方 地 域	138	0.4	128	0.4
8	岩 舟 地 域	299	0.9	277	0.8
栃 木 市 合 計		3,414	10.5	3,163	9.6

(9 学級の人数の内訳)

1 学級 35 人×3 学級×3 学年＝9 学級 315 人で設定

例えば、栃木中央地域の場合、819 人÷315 人＝2.6 校

(3) 学校数の範囲

(2)で算出した学校数は、実際は学級の人数的上限(35人)よりも少ない人数で学級編制している例が多いことや、人口減少対策の効果による児童生徒の上振れ分を考慮することなどから、小数点第1位を切り上げて学校数の範囲とします。

ただし、現在の学校数を超えません。

2. 小規模特認校制度

小規模校ならではのきめ細やかな指導と地域の自然などを生かした特色ある教育活動を推進する特認校において、通学区域外から児童の転入学を認める制度です。

〔小規模特認校制度利用状況〕

2018 年(平成 30 年)4 月 12 日現在

学校名		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
①大宮南小	全校児童数	55	56	63	68	66	67	80
	制度利用者数	—	10	13	20	24	29	36
②国府南小	全校児童数	53	48	40	39	36	44	39
	制度利用者数	—	—	0	3	8	16	17
③真名子小	全校児童数	56	54	53	51	47	42	44
	制度利用者数	—	—	3	2	0	0	1
④小野寺北小	全校児童数	35	25	25	22	24	25	28
	制度利用者数	—	—	—	0	2	3	5



栃木市教育委員会

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

TEL 0282-21-2468

FAX 0282-21-2689

メール kyoumu02@city.tochigi.lg.jp

基本構想は、栃木市ホームページに掲載しています。

【ホームページ】<http://www.city.tochigi.lg.jp>